〇低炭素建築物新築等計画の申請に必要な書類について

1. 認定申請書

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 第41条第1項に掲げる別記様式第5)

- 2. 都市の低炭素化の普及の促進に関する法律施行規則 第 41 条第 1 項に掲げる必要な図書 第 41 条の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書(ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住 戸が含まれる場合においては、当該住宅についえは、(ろ)項に代えて(は)項に掲げる図書)
- 3. 都市の低炭素化の普及の促進に関する法律施行規則 第 41 条第 1 項に掲げる所管行政庁 が必要と認める図書

(鹿沼市都市の低炭素化の普及の促進に関する法律施行細則 第2条)

- 1. 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する法律第54条第1項第1号 に掲げる基準に適合している旨を証する書類(適合証)
- 2. 確認済証の交付を受けた場合にあっては、当該確認済証の写し
- 3. 住宅性能評価書の交付を受けた場合にあっては、当該住宅性能評価書の写し
- 4. その他市長が必要と認める図書
- 4. 法第54条第2項の規定により、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受ける場合

建築基準法第6条第1項の規定による確認申請書一式

注) 鹿沼市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第4条第1項の規定により、 建築基準法第6条第5項の規定を準用します。

○低炭素建築物新築等計画の申請部数及び取り扱いについて

1. 申請者作成部数

		低炭素建築物新築等	低炭素建築物新築等
	低炭素建築物新築等	計画の認定申請+法	計画の認定申請+法
	計画の認定申請のみ	第54条第2項の併用	第 54 条第 2 項の併用
		(任意適判無し)	(任意適判有り)
低炭素建築物新築等	2 部(正・副)	3部(正•副•副)	3部(正•副•副)
計画の認定申請1式	2 司八正 朝)	る助(正・町・町)	の助(正・町・町)
法第54条第2項の建		3部(正•副•副)	4部(正・副・副・副)
築確認申請1式		この(正。町。町)	4中/正。副。副。即

2. 認定後の返却部数

		低炭素建築物新築等	低炭素建築物新築等
	低炭素建築物新築等	計画の認定申請+法	計画の認定申請+法
	計画の認定申請のみ	第54条第2項の併用	第54条第2項の併用
		(任意適判無し)	(任意適判有り)
低炭素建築物新築等	1 部(副)	1部(副)	1部(副)
計画の認定申請 1 式	百八田川/	百八田川/	I 可p(田J <i>)</i>
法第54条第2項の建		1 如/可/>>/	1部(副)※
築確認申請1式		1部(副) <u>※</u> 	1 即/副/次

※建築番号等は認定通知書に記載されます。